

個人クリエイター等権利情報登録システム利用規約（登録者向け）

「個人クリエイター等権利情報登録システム」（以下、「本システム」といいます。）利用規約（登録者向け）（以下、「本規約」といいます。）には、文化庁と文化庁から本システムの運用委託を受けた事業者の二者（以下、「管理者」といいます）が提供する本システムの利用条件及び管理者と登録者（第2条に定義します。）との間の権利義務関係が定められています。本システムの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要がございます。

第1条（目的等）

管理者は、個人クリエイター等の権利情報登録窓口である本システムを適正かつ円滑に運営し、快適にご利用いただくこと並びに登録者（第2条に定義します。）への本システムの提供条件及び本システムの利用に関する権利義務関係を定めることを目的として本規約を定めます。

第2条（定義）

1.権利者

本システムに権利情報登録する著作物の著作権又は著作隣接権を有する者をいいます。ただし、商業用レコード又は将来的に商業用レコードとなる予定のある商品又は作品の情報を登録する場合、ここでいう著作隣接権を有する者とは、レコード製作者又はレコード実演家の権利を有する者のうち、一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会（英語名称：Music Information Platform Consortium 以下、「MINC」といいます。）の正会員に当該権利管理を委託していない個人又は法人を指します。

なお、レコード実演家の権利を有する者については、システム構築の都合上、当面はフィーチャードアーティスト（ヴォーカル等のメインアーティスト）に限ります。

権利者が未成年者である場合には、当該権利者は、法定代理人の同意を得た上で、次項に定める代理人に登録を行わせることとします。

※登録をご希望される未成年者のうちご不明点がある方は個人クリエイター等権利情報登録システム受付事務局(regist-center@creator-rights.bunka.go.jp)へご相談ください。

2.著作者等

本システムに権利情報登録する著作物を創作した者又は本システムに権利情報登録する著作物に係わる実演家若しくはレコード製作者をいいます。

3.代理人

別途管理者が定める方法により、著作者等から、本システムへの登録に関する権限等の委任を受けている者（本システムに権利情報登録する著作物の著作権又は著作隣接権を著作者等が有しない場合において、当該著作物等に係わる著作権又は著作隣接権を有しない受任者を除きます。）をいいます。ただし、音楽等の分野を選択し、レコード製作者又は実演家として登録する場合の代理人は、第1項ただし書きにおいて定められた著作隣接権を有する者から本システムへの登録に関する権限等の委任を受けた者とします。

4.登録者

著作者等本人（ただし、音楽等の分野を選択したレコード製作者又は実演家の場合、権利者本人とします。）又は代理人をいいます。

5.登録情報

本システムにおいて登録者が登録する一切の情報をいいます。

第3条（規約の範囲）

- 1.本規約は、第1条に定める事項を目的として、管理者と登録者との間の本システムの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。
- 2.管理者が本システムのウェブサイト（以下、「本ウェブサイト」といいます。）で掲載する本システム利用に関するルールは、本規約の一部を構成するものとします。
- 3.本規約の内容と、前項のルールその他の本規約外における本システムの説明等とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第4条（規約の遵守）

登録者は本システムの登録及び利用にあたり、本規約の定めを遵守するものとします。万一、登録者が本規約の内容に違反した場合、管理者は利用の停止等の措置を講じることができるものとします。

第5条（規約の変更）

管理者は、管理者が必要と認めた場合は、本規約及び本システムの内容等を変更できます。本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生時期及び内容を本ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、又は登録者に通知します。ただし、法令上登録者の同意が必要な内容の変更の場合、管理者所定の方法で登録者の同意を得るものとします。

第6条（通知）

- 1.本システムに関する問い合わせその他登録者から管理者に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他管理者から登録者に対する連絡及び通知は、管理者の定める方法で行うものとします。
- 2.管理者から登録者に対する通知は、本ウェブサイト上に表示した時点で全ての登録者に通知したものとみなします。

第7条（システムの一時的若しくは継続的な中断又は停止）

- 1.管理者は、登録者に事前に通知することなく、一時的又は継続的に本システムを中断又は停止することがあります。中断又は停止する場合には、以下のような場合がありますが、これらに限られません。
 - (1)本システムの保守、点検、修理を緊急又は定期的に行う場合。
 - (2)火災、停電等により本システムの提供ができなくなった場合。
 - (3)地震、噴火、洪水又は津波等の天災により本システムの提供ができなくなった場合。
 - (4)戦争、動乱、暴動、騒乱又は労働争議等により本システムの提供ができなくなった場合。
 - (5)その他、運用上又は技術上、管理者が本システムの一時的な中断が必要と判断した場合。

2.管理者は、前項に記載の要因で、本システムの提供の遅延又は中断等が発生した場合、これに起因又は関連して、登録者又は他の第三者が被った損害について、管理者に故意又は重過失が認められる場合を除き、通常生ずべき損害（逸失利益その他特別の事情によって生じた損害を含みません。）の範囲内に限り、責任を負うものとします。

第8条（登録）

1.本システムへの登録を希望する者は、本規約に同意の上、管理者所定の手続を行うことによって、本システムへの登録を行うことができます。

2.登録者としての登録は、当該登録の完了時に、本規約をその内容とする本システムの利用に関する契約が管理者と登録者との間に成立するものとします。

3.管理者は、第1項に基づき登録を行った者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、権利情報登録を認めないことがあります。なお、管理者はその理由の開示義務を負わないものとします。

(1)権利情報登録の際の必要登録事項の申告に、虚偽の記載、不備があったとき。

(2)過去に、登録者が本規約の違反等により本システムの全部又は一部の利用を停止され、あるいは権利情報登録を抹消されたことがあったとき。

(3)登録者が既に権利情報登録を済ませているとき。

(4)登録者が実在しないとき。

(5)未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかったとき。

(6)第17条に定める反社会的勢力である、又は反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていると管理者が判断したとき。

(7)その他、管理者が権利情報登録を認めないと判断したとき。

第9条（登録情報又は連絡先情報の変更）

1.登録者は、登録情報の登録内容に変更があった場合には、速やかに管理者の定める方法において登録変更手続を行うものとします。

2.前項の変更手続を行わなかったことにより権利者又は登録者に不利益が生じた場合、管理者は一切その責任を負いません。

第10条（ログインIDとパスワード）

1.登録者は、本システムを利用する場合、登録時に予め設定したメールアドレス及びパスワード（以下、「ID等」といいます。）を使用するものとします。

2.登録者は、自己の責任において、ID等を適切に管理及び保管するものとします。

3.登録者が登録したID等は、登録者本人以外が使用することができず、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。

4.ID等を用いた本システムの利用は、ID等を保有する登録者による利用及び行為とみなします。ID等が第三者に使用されたこと等、ID等の管理不十分によって登録者が被った損害については、管理者は、管理者の故意又は重過失による場合を除き、通常生ずべき損害（逸失利益その他特別の事情によって生じた損害を含みません。）の範囲内に限り、責任を負うものとします。

第 11 条（登録情報の取消し）

- 1.登録者は、登録情報の取消しを希望する場合、管理者が示す所定の方法により、取消しを行うことができます。
- 2.登録者が前項に基づき登録を取り消す場合において、登録しているメールアドレスに変更があるにもかかわらず、当該変更について登録者による変更が行われていないなど、手続上の不備があった場合、登録取消手続が完了しない場合があることを、登録者は了承するものとします。
- 3.管理者は、登録者が以下の各号のいずれかに該当する場合、事前に通知又は催告を行うことなく、当該登録者に係る登録を取り消すことができるものとします。
 - (1)登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合。
 - (2)本規約のいずれかの条項に違反した場合。
- 4.本条に基づく登録の取消しは、登録の結果発生した法的な効果を登録取消し時から遡って無効とするものではありません。

第 12 条（権利義務の移転禁止）

登録者は、本規約上の登録者たる地位、本規約及び本システムに関する全ての権利（本システムに登録する権利情報に係わる著作物の著作権及び著作隣接権を除きます。）及び義務を、全部か一部かを問わず、管理者の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡し又は担保に供する等してはならないものとします。

第 13 条（禁止事項）

- 1.登録者は、本システムの利用にあたり次の行為を行ってはけません。
 - (1)第三者（他の登録者を含みます。）又は管理者の著作権及びその他の知的財産権を侵害する行為。
 - (2)第三者（他の登録者を含みます。）又は管理者の肖像権、プライバシー等を侵害する行為。
 - (3)第三者（他のユーザーを含みます。）又は管理者を誹謗中傷、名誉毀損、脅迫する行為。
 - (4)有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為。
 - (5)本システムの全部又は一部の運営を妨げる行為。
 - (6)本システムのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為。
 - (7)本システムに対して、人手を介さず、又は通常の利用態様を逸脱して、自動的又は半自動的に情報を取得する行為（スクレイピング、クローリング、ボットによるアクセス、生成 AI その他の外部サービスを通じた一括取得を含みますが、これらに限られません。）
 - (8)自己の ID 等を故意に他人に公開し又は第三者（他の登録者を含みます。）に利用させる行為。
 - (9)管理者が提供するソフトウェアその他のシステムに対するリバースエンジニアリングその他の解析行為。
 - (10)第三者（架空の者を含みます。）になりすまして、本システムを利用する行為。
 - (11)第三者（他のユーザーを含みます。）から ID、パスワード、その他の情報を入手しようとする行為（直接本システムのメッセージ上において聞き出す行為、フィッシングサイト等の外部サイトへの誘導を含みますが、これらに限られません。）。

(12)前号に定める他、本システムが予定している利用目的と異なる目的で外部サイトへ誘導する行為（有害なコンピュータプログラム等が設置された外部サイトへの誘導を含みますが、これらに限られません。）

(13)本システムの他の登録者のID等を利用する行為。

(14)第17条に定める反社会的勢力に対する利益供与。

(15)前各号に定める他、本規約又は本ウェブサイト上で掲載する本システム利用に関するルールに抵触する行為。

(16)前各号に定める他、法令又は公序良俗に違反する行為。

(17)前各号に定める行為を助長する行為。

(18)前各号に該当するおそれがあると管理者が判断する行為。

(19)その他、管理者が不適切と判断する行為。

2.登録者が前項各号の規定に該当する行為を行ったことが判明した場合、管理者は当該登録者に対し、ID等の抹消及び登録情報の取消しを行うことが出来るものとします。

第14条（個人情報）

1.管理者による登録者の個人情報の取扱いについては、別途定めるプライバシーポリシーの定めによるものとし、登録者は当該プライバシーポリシーに従って管理者が登録者の個人情報を取り扱うことについて同意するものとします。

2.管理者は、登録者が管理者に提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、管理者の裁量で利用できるものとし、登録者はこれに異議を述べないものとします。

第15条（登録情報に係る著作権その他の知的財産権、保証）

1.管理者は、本システム並びに登録情報及び管理者が保有する情報を基に構築されたデータベースの著作権及びその他の知的財産権を保有いたします。

2.管理者は、本システム上の登録情報の登録の内容について、その真偽、正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性及び第三者の権利を侵害していないこと等について、何ら保証するものではありません。

3.登録者は、登録情報について、自らが登録者として登録を行うことの適法かつ有効な権利を有していること（登録情報の登録について必要な権利者の許諾を得ていることを含みます。）、登録情報が真実、正確かつ完全であること、登録情報の登録及び利用により、第三者との間で紛争、苦情、請求その他のトラブルが生じないこと、及び、当該登録が第三者の著作権、著作隣接権その他一切の権利を侵害していないことを、管理者に対して表明し、保証するものとします。また、登録者が当該表明及び保証に違反し、第三者からの苦情、請求、紛争等のトラブルが生じた場合、登録者は、これにより管理者に生じた損害を賠償するとともに、管理者の求めに応じて当該トラブルに対応し、また、当該トラブルに対応するために必要となる事項に協力しなければならないものとします。

4.管理者は、本システムが登録者の特定の目的に適合すること、期待する機能、商品的価値、正確性及び有用性を有すること、登録者による本システムの利用が登録者に適用のある法令等に適合すること、継続的に利用できること、及び不具合が生じないことについて、明示又は黙示を問わず何ら保証するものではありません。

第 16 条（秘密保持）

1.管理者は登録者の登録情報を秘密情報として保持し、第三者に開示、漏洩しないものとします。

2.ただし、以下の場合は、前項の規定は適用しません。

- (1)本システムで登録者により公開申請されている場合
- (2)法令に基づき開示、提供が許容又は要求されている場合
- (3)登録者又は権利者の著作権管理団体又は著作隣接権管理団体への委任状況の確認、及びその他本システムに登録された登録者又は権利者に関する情報について確認する場合

第 17 条（反社会的勢力の排除表明）

1.登録者は、管理者に対し、次の各号の事項を確約するものとします。

- (1)自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと及び将来にわたっても該当しないこと。
- (2)自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。）及び実質的に経営を支配する者、親会社・子会社、本規約に係る運用を行う協力会社が反社会的勢力ではないこと。
- (3)反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本規約を締結するものでないこと。
- (4)自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

①脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

②偽計又は威力を用いて管理者又は第三者の業務を妨害し又は信用を毀損する行為

2.管理者は、登録者又は権利者が前項各号のいずれかに該当したことが判明した場合、何らの催告を要せずして、直ちに当該登録者による本システムの利用を停止させることができるものとします。

3.前項の規定により管理者が本システムの利用を停止させた場合、管理者は、当該登録者に対し、当該利用停止によって生じた一切の損害の賠償を請求できるものとします。この場合、管理者は、当該登録者に対して損害賠償請求の責任を負わないものとします。

第 18 条（免責）

1.管理者は、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為（コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含みます。）により発生した損害について、管理者に故意又は重過失がある場合を除き、通常生ずべき損害（逸失利益その他特別の事情によって生じた損害を含みません。）の範囲内に限り、責任を負うものとします。

2.登録者と他の登録者又は第三者との間にて生じた取引、連絡、紛争等については、登録者が自己の責任と費用をもって解決し、管理者は、管理者に故意又は重過失がある場合を除き、通常生ずべき損害（逸失利益その他特別の事情によって生じた損害を含みません。）の範囲内に限り、責任を負うものとします。

3.登録者が第 13 条（禁止事項）に違反した本システムの利用により発生した当該登録者の損害について、管理者は、管理者に故意又は重過失がある場合を除き、通常生ずべき損害（逸失利益その他特別の事情によって生じた損害を含みません。）の範囲内に限り、責任を負うものとします。

4.登録者が第 13 条（禁止事項）に違反して管理者に損害を与えた場合、管理者は、当該登録者に対して被った損害の賠償を請求できるものとします。

5.管理者は、通信回線やコンピュータ等の障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失、本システムへの不正アクセスにより生じた損害、その他本システムに関して登録者又は他の第三者に生じた損害について、管理者に故意又は重過失がある場合を除き、通常生ずべき損害（逸失利益その他特別の事情によって生じた損害を含みません。）の範囲内に限り、責任を負うものとします。

第 19 条(本システムの内容の変更及び終了)

- 1.管理者は、管理者の都合により、本システムの内容を変更し、又は提供を終了することができます。
- 2.管理者が本システムの提供を終了する場合、管理者は登録者に対し事前に通知を行うものとします。

第 20 条（準拠法・専属的合意管轄裁判所）

- 1.本規約は、日本法に従って解釈されるものとします。
- 2.本規約に起因又は関連して登録者と管理者との間に紛争が生じた場合、両当事者は、誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとします。
- 3.前項の協議によっても解決に至らない紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【2026年2月26日制定】

文化庁